

令和3年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題 I】

日本国民である**甲**は、意匠**イ**を独自に創作し、令和3年（2021年）1月20日にパリ条約の同盟国**X**国に正規かつ最先の意匠登録出願**A**を適法に行った。

甲は、意匠**イ**に類似する意匠**ロ**を独自に創作し、令和3年（2021年）5月20日に日本国において意匠**ロ**に係る製品をインターネットで販売することにより意匠**ロ**を公開した。

意匠**ロ**に係る製品を購入した**乙**は、意匠**ロ**に変更を加えた意匠**ハ**を独自に創作し、意匠**ハ**について日本国に意匠登録出願**B**を行った。

その情報を知った**甲**は、慌てて弁理士**丙**に相談をし、日本国における意匠**イ**の意匠登録を早期に希望していること、また、意匠**イ**の実施時期は出願時には未定であるが、**乙**に意匠**イ**を転用されるおそれもあるので、実施前に意匠公報に掲載されないようにしたい旨伝えた。

以上の事実関係のもと、弁理士**丙**として、**甲**の意匠**イ**について日本国で意匠登録出願**C**を行う場合、**甲**の希望に沿い、また、意匠**イ**が意匠登録されるために必要な手続と、それぞれの手続の時期的要件を、**甲**から相談があった日が以下の日であった場合に分けて意匠法等の条文と共に説明し、かつ、**乙**の出願**B**に対する留意点を述べよ。

ただし、意匠**イ**と意匠**ロ**は類似し、意匠**イ**と意匠**ハ**は類似するが、意匠**ロ**と意匠**ハ**の類否は不明である。**甲**は、意匠**イ**と意匠**ロ**しか創作していない。**甲**の意匠登録出願**A**は公開されておらず、**乙**は、意匠**ハ**を実施していない。**甲**と**乙**との交渉は考慮しないものとする。

- (1) **甲**から相談があった日が令和3年（2021年）7月1日であった場合
- (2) **甲**から相談があった日が令和3年（2021年）10月1日であった場合

【50点】

【問題Ⅱ】

美容機器メーカーである**甲社**は、ローラー部分と持ち手部分からなる「美容用ローラー」の全体に係る意匠**イ**の登録意匠権者であり、意匠**イ**に係る物品を製造販売している。意匠**イ**は、**甲社**の開発部門に所属していたデザイナー**乙**が創作したものである。

甲社が意匠**イ**に係る意匠登録出願をし、意匠権の設定登録がされた後、**乙**は、**甲社**を退社し、**丙社**に転職した。**丙社**は、**乙**が意匠**イ**を創作したと聞いたので、意匠**イ**と同一の美容用ローラー（以下、「完成品**A**」という。）を製造販売した。その後、**丙社**は、**甲社**から「完成品**A**の製造販売は**甲社**の登録意匠**イ**に係る意匠権を侵害するものである。」として警告を受けた。

丙社は、取り急ぎ完成品**A**の新規の製造販売を中止した。

しかし、完成品**A**の組立て前の部品が数百点残っていたため、**丙社**は、部品については売却を検討した。なお、完成品**A**は、回転機構部分（以下、「部品**a**」という。）、ローラー部分（以下、「部品**b**」という。）及び持ち手部分によって構成されている。部品**a**は、完成品**A**にのみ用いられる物品ではなく、かつ、完成品**A**の外観には表れない内部機構に係る物品であって、部品**b**は、完成品**A**の部品以外に、実用性のある他の用途は存在しない完成品**A**の専用品である。また、完成品**A**に係る意匠**イ**と部品**a**に係る意匠と部品**b**に係る意匠は、互いに非類似である。

検討した結果、**丙社**は、日本国内において、部品**a**を**丁社**に対して全品売却し、部品**b**を**戊社**に対して全品売却した。**丁社**は、日本国内で美容用ローラーを製造販売しているが、**戊社**は、日本国内で美容用ローラーを製造販売していない。**戊社**は、**甲社**が意匠権を取得していない**X国**に**丙社**から購入した部品**b**を運搬し、同国においてのみ意匠**イ**と同一の美容用ローラーを製造販売している。

甲社は、**丙社**に対し、完成品**A**、部品**a**及び部品**b**の販売行為について、登録意匠**イ**に係る意匠権侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。このとき、**丙社**から相談を受けた弁理士として、以上の事実関係のもと、当該訴訟において検討すべき意匠法上の問題を条文と共に説明し、部品**b**の販売行為による意匠権侵害の成否についての論点も含めて説明せよ。なお、完成品**A**、部品**a**及び部品**b**の製造行為については検討しなくてよい。

【50点】